

⑧ さいたま市図書館複写取扱い要綱

平成 19 年 7 月 1 日施行
平成 21 年 3 月 24 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、さいたま市図書館が所蔵する資料等の複製物の提供（以下「複写」という。）の取扱いに関し、さいたま市図書館条例施行規則（平成 13 年教育委員会規則第 28 号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象資料)

第 2 条 複写の対象となる資料は、さいたま市図書館が所蔵する資料及び他の図書館から貸出しを受けた資料（貸出しをした図書館（以下「貸出館」という。）が複写を禁止した資料を除く。）とする。

(使用目的)

第 3 条 複写は、複写を希望する者（以下「複写希望者」という。）の求めに応じ、その調査研究の用に供する場合に限り、行うことができるものとする。

(複写範囲及び部数)

第 4 条 複写できる範囲は別表に定める。

2 複写の部数は、1 部とする。

(手続き)

第 5 条 複写希望者は、所定の複写申込書に必要事項を記載し、複写の対象となる資料を持参のうえ、さいたま市図書館の職員に提出するものとする。

2 複写希望者がさいたま市図書館に来館できない場合は、郵送をもって複写を受け付けるものとする。この場合において、所定の複写申込書を使用することが困難なときは、複写申込書に記載すべき必要事項をさいたま市図書館に書面で郵送するものとする。

3 前項の規定による複写は、複写の対象となる資料及びその複写部分が明確な場合に限り行うものとする。

4 郵送に要する経費は、複写希望者の負担とする。

(複写方法)

第 6 条 複写するための複写機は、図書館に備え付けられた機器を用いるものとする。

2 複写は、複写希望者が行うものとする。ただし、国立国会図書館その他の貸出館が、複写を複写希望者に行わせることを禁止している場合は、さいたま市図書館の職員が行うものとする。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は中央図書館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

⑧さいたま市図書館複写取扱い要綱

別表（第4条関係）

図書	
単行本	1冊の半分以上。
複数冊のもの（上・中・下等）	各冊の半分以上。
付録（型紙・旅行ガイドの地図等）	個々の付録の半分以上。
全集・選集・短編集・論文集等	個々の著作の半分以上。
俳句集・短歌集・詩集・歌詞集	1冊を1著作と見なし、個々の図書の半分以上。
譜面集	収録されている個々の譜面の半分以上。
逐次刊行物	
雑誌最新号	個々の記事の半分以上。
雑誌バックナンバー	1冊の半分以上であれば個々の記事の全部分。個々の写真・絵・地図・譜面等も複写可。相互貸借借用資料は不可。
付録	本誌と同じ扱い。
年鑑・白書・新聞縮刷版等	1冊の半分以上。図書として扱う。
新聞最新号	個々の記事の半分以上。発行日の翌日になれば朝刊・夕刊とも複写可。
新聞バックナンバー	個々の著作の全部分。全紙面の半分以上。
地図	
地図帳	地図帳で1著作と見なし1冊の半分以上。
住宅地図（ゼンリン）	見開きの半分以上。見開いた両頁で1著作。
国土地理院発行の地図	全面複写可（国土地理院発行の地図を加工した地図は含みません）
写真集・絵画集	
写真集・絵画集	複写不可。半分以上だと同一性保持権の原則に反する。
カット集	1冊の半分以上。ただし、複写可と表示のあるものはすべて可。
1枚もの	
写真・絵画	複写不可。同一性保持権の原則に反するので複写不可。
引用資料	
全部可。著作物に引用及び説明用の写真・絵画・地図・譜面・図・詩・歌詞・短歌・俳句等。ただし引用した著作物の半分以上の範囲で。	
カセットテープ・CD・ビデオテープ・DVDの解説書等	
ジャケット	複写不可。写真・絵画に準じる。ただし、曲目等書誌情報が書かれてあるものは、可。
解説書（歌詞集）	1冊を1著作と見なし、解説書の半分以上。
別冊・付録等	1冊の半分以上。図書に準じる。
さいたま市等の刊行物	
市および自館での編集刊行物	全部分複写可。市情報公開コーナー設置利用に準じる。
法律・判例・官報	
法律・判例・官報	全部分複写可。
法令集・白書・政府刊行物等	1冊の半分以上。編集されたものは、図書に準じる。
さいたま市図書館のウェブページ上のコンテンツ	
ウェブページ上のコンテンツ	紙への複写のみ。利用できる時間の範囲内に限る。ダウンロードは不可。
リンク先のウェブサイト	不可。さいたま市図書館のコンテンツのみを対象とする。
さいたま市図書館が契約するオンラインデータベース	
オンラインデータベース	複製物の提供について許諾、又は契約上制限規定要件の範囲内においては可。ただし、紙への複写のみ。
CD-ROM等の電子資料	
CD-ROM等の電子資料	著作権の制限規定要件の範囲内であれば可。紙への複写のみ。ダウンロードは不可。
著作権法による保護期間の過ぎたもの	
個々の著作の全部分、1冊の半分以上複写可。著作権者が死後50年経過。無名又は変名の著作物の場合及び法人その他の団体の場合は公表後50年経過している場合。	